

○大阪国際空港における環境配慮規程

(2022年4月1日 規程第66号)

最終改正 2023年4月1日 規程第31号

(総則)

第1条 本規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」という。）が運営する大阪国際空港（以下「空港」という。）において会社が指定する事業や工事等を行う者（以下「空港関連事業者」という。）の環境負荷低減に関する基本的事項及び環境マネジメントについて定めるものである。

(目的)

第2条 この規程は、空港関連事業者の環境意識を向上し、環境負荷低減に向けた取り組みを行うにあたり遵守すべき必要な事項をまとめることにより、空港全体の環境負荷低減を促進するとともに、空港全体の社会的責任を果たすことを目的とする。

(環境負荷低減に向けた取り組みの調整機関)

第3条 空港関連事業者は、空港関連事業者で構成されるエアポート環境推進協議会（以下「協議会」という。）の会員として取り組みに参加するものとする。但し、所属する別の団体の代表者が本協議会の会員である場合は、代表者の指示により取り組みに参加するものとする。

2 環境負荷低減に向けた取り組みの調整は協議会が行う。

(環境負荷低減に向けた取り組みの項目と目標設定)

第4条 空港関連事業者は、空港に関する活動を行うにあたり、会社が掲げる環境理念及び環境計画を理解し、環境に配慮して活動するものとする。

2 前項の具体的な取り組みと目標設定は、以下のものを例として協議会で取り決めるものとする。

① 省エネルギー活動の推進

- ・照明のLED化
- ・空調の最適温度の設定

② GHG (Green House Gas) の排出抑制

- ・APU (Auxiliary Power Unit) を利用する際は、AIP (Aeronautical Information Publication) 記載事項を遵守
- ・航空機の地上支援車両は、排気ガスを抑制するものを使用
- ・車両を更新する際に、エコカー等の次世代車両への切り替え

- ③ 廃棄物及びプラスチック対策
 - ・分別の徹底
 - ・廃棄物及びプラスチックの削減、リサイクル、再利用
 - ・オフィスのコピー用紙のリサイクル
- ④ 節水対策
 - ・節水機能を有する器具等の設置、活用
- ⑤ エコ活動への参加
 - ・クリーンエアポート活動への参加

(報告)

第5条 空港関連事業者は、事業者ごとの電気・ガス・水道の使用量、廃棄物やプラスチックの排出量等、空港全体の環境データを取りまとめるのに必要となる環境データを協議会の事務局（以下「事務局」という。）が指定する方法により、期日までに協議会に報告するものとする。

2 協議会に報告する環境データや取組事項、報告期日については、事務局が定める。

(教育訓練)

第6条 空港関連事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことの意義を従業員と共有し、環境負荷低減の取り組みに対する従業員の意識向上に努めるものとする。

(要請)

第7条 協議会は、本規程の適正な運用を図る必要があると判断した場合は、空港関連事業者に対して業務改善の要請をすることができる。

2 空港関連事業者は、前項による要請を受けたときは、これに協力するものとする。

(化学物質の管理と流出時の報告)

第8条 空港関連事業者は、使用する燃料や薬品等の化学物質を関連法令に基づき適切に管理するものとする。

2 空港関連事業者は、業務に関連した土壌汚染や水質汚染の危険性がある場合には、直ちに会社に報告し、対処するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な手続その他の事項は、事務局が別に定める。

(裁判管轄)

第10条 この規程に関する争いについては、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。